

サカイキャニングスポーツパーク(橋本市運動公園) キッチンカー等出店事業者募集要領

1. 目的

橋本市運動公園で、事業者による飲食物及び物品等の販売をすることで、公園施設利用者の利便性向上及びにぎわい創出を図ることを目的とする。

2. 出店概要

- ① 出店場所 : 橋本市運動公園(橋本市北馬場454番地)内

前畑・古川記念プール管理棟前	No.1・No.2・No.3・No.4	【4区画】
テニスコート管理棟前	No.5・No.6	【2区画】
第1駐車場トイレ前	No.7・No.8・No.9・No.10・No.11	【5区画】

- ② 区画面積 : 2.5m × 3.6m = 9㎡(軽自動車用)、2.5m × 4.8m = 12㎡(普通車用)
※区画のサイズを超える露店・キッチンカーについては要相談。
- ③ 出店料金 : 1区画あたり1日につき 3,960円(軽自動車)、又は 5,280円(普通車)
- ④ 販売品目 : 飲食物等(酒類・紙パック・ペットボトル・缶類は不可)
*他店との出店品目が重複する可能性があります。
- ⑤ 出店可能時間 : 7時~21時の間(準備・撤収時間を含む)

3. 出店資格

次に掲げる全てを満たす者であること。

- ① 橋本地域で営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。また、食品衛生責任者(調理師・栄養士等)の資格を有するもの。
- ② 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。
- ③ 次に掲げる者は出店できない。
- ・未成年者
 - ・社会問題を起こしている業種又は者
 - ・市税を滞納している者
 - ・集団的または常習的に暴力不法行為を行う恐れがあると認められる者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
 - ・前各号に掲げるもののほか、公園管理者が不相当と認める業種及び者
- ④ 次に掲げる飲食物等は出店できない。
- ・酒類、紙パック、ペットボトル、缶類は不可
 - ・公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、並びに不適切な商品、サービスを提供する者
 - ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの

- ・消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ・前各号に掲げるもののほか、公園管理者が不適切と判断した商品

4. 遵守事項

出店者は、下記事項を遵守するとともに、利用者の満足度の向上に努めること。

- ① 水や電気の利用は出店者側で用意すること。
- ② 施設内で排水はできないため、ゴミと一緒に持ち帰ること。
- ③ 店の意匠や販売員の服装が広場の景観と著しく不調和でないこと。
- ④ 出店箇所付近にゴミ箱を設置し、ゴミは全て事業者で持ち帰り適切に処分すること。
- ⑤ 営業時間終了後は、周囲のゴミを回収し処分すること。
- ⑥ 営業時間終了後は、出店箇所の清掃を行い、原状回復すること。ただし、翌日出店する場合に限り、キッチンカーや屋台等を設置した状態で置くことができる。その場合、安全等に対して万全の態勢を整えること。
- ⑦ 火器を使用する場合は、橋本市消防本部予防課に「露店等の開設届出書」を提出すること。
- ⑧ 火器を使用する場合は、業務用消火器(10 型)を準備し、防火対策すること。
- ⑨ 搬入搬出時は、公園利用者に十分注意すること。
- ⑩ 法令が定める申請・届出や資格者の設置は出店者の責任と負担で必ず実施すること。
- ⑪ 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。
- ⑫ 食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、衛生・安全等に対して万全の態勢を整えること。
- ⑬ 食品等を扱う場合は、食品衛生責任者の氏名を、販売所等の見やすい場所に掲示すること。
- ⑭ 食物アレルギーの対策として、アレルギー食品の表示を行うこと。
- ⑮ 許可内容と関係のない広告等は掲示しないこと。
- ⑯ 移動販売車の場合は、決められた場所のみ走行し、車止めで車両を固定すること。
- ⑰ 拡声器等を利用した呼び込み、BGMの使用は禁止する。
- ⑱ 発電機を使用する場合は、騒音対策を行うこと。
- ⑲ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を速やかに運動公園事務所に報告すること。
- ⑳ 出店者は、公園施設・第三者への損傷及び提供する飲食物の食中毒等による損害賠償等について責任を持って対処すること。
- ㉑ 出店物の盗難、破損及び紛失について、公園管理者は一切責任を負わない。
- ㉒ 出店者は、売上状況や公園管理者が実施するアンケートに協力すること。
- ㉓ 出店者は、公園管理者の意見や調整等に対し誠意をもって努めること。
- ㉔ 公園管理者の運営方針に反する行為やトラブル等があった場合、許可を取り消す場合がある。
- ㉕ 地震、警報発令時等、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがある。
- ㉖ 雨天などでやむを得ず出店を中止する場合は、橋本市運動公園事務所宛てに、理由を

記載し、電話又はメール(bunsupo-sports@coral.cypress.ne.jp)で報告すること。
報告や正当な理由がない場合、利用料の還付はしない。また、今後の出店をお断りする
場合がある。

5. 定めのない事項等の処理

本事項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令の定めるところによるもの
のほか、公園管理者と出店者の協議の上処理するものとする。

6. 出店申込方法

出店可能日	令和6年4月1日～ ※年末年始休業期間及び公園全体で行うイベント開催時は除く。
受付期間	出店希望日の前月の1日(市外居住者は5日)から、出店希望日の 7日前まで
受付場所	橋本市運動公園事務所(テニスコート管理棟) TEL0736-33-1866 午前8時45分～午後5時00分 *受付は先着順とします *電話での受付は可能ですが受付初日は9時00分からとします。 *電話での受付後は速やかに必要書類を提出してください。

7. 提出書類

下記の書類を受付期間中に提出してください。

	移動販売車	露店等
都市公園内制限行為許可申請書(様式第1号)	○	○
事業概要書(別添1)	○	○
誓約書(別添2)	○	○
提出書類チェックリスト(別添3)	○	○
営業許可証の写し・届出書	○	○
①調理士の免許証 ②栄養士の免許証 ③食品衛生責任者養成講習会終了証 のうちいずれか一つの写し	○	○
出店品目の写真(全て)	○	○
車検証の写し	○	
移動販売車の写真(前後左右の写真)	○	
完納証明書(橋本市税分)	○	○

【提出場所】

橋本市運動公園事務所 (テニスコート管理棟)

〒648-0061 和歌山県橋本市北馬場454

TEL 0736-33-1866 e-mail : bunsupo-sports@coral.cypress.ne.jp

8. 使用料の支払いについて

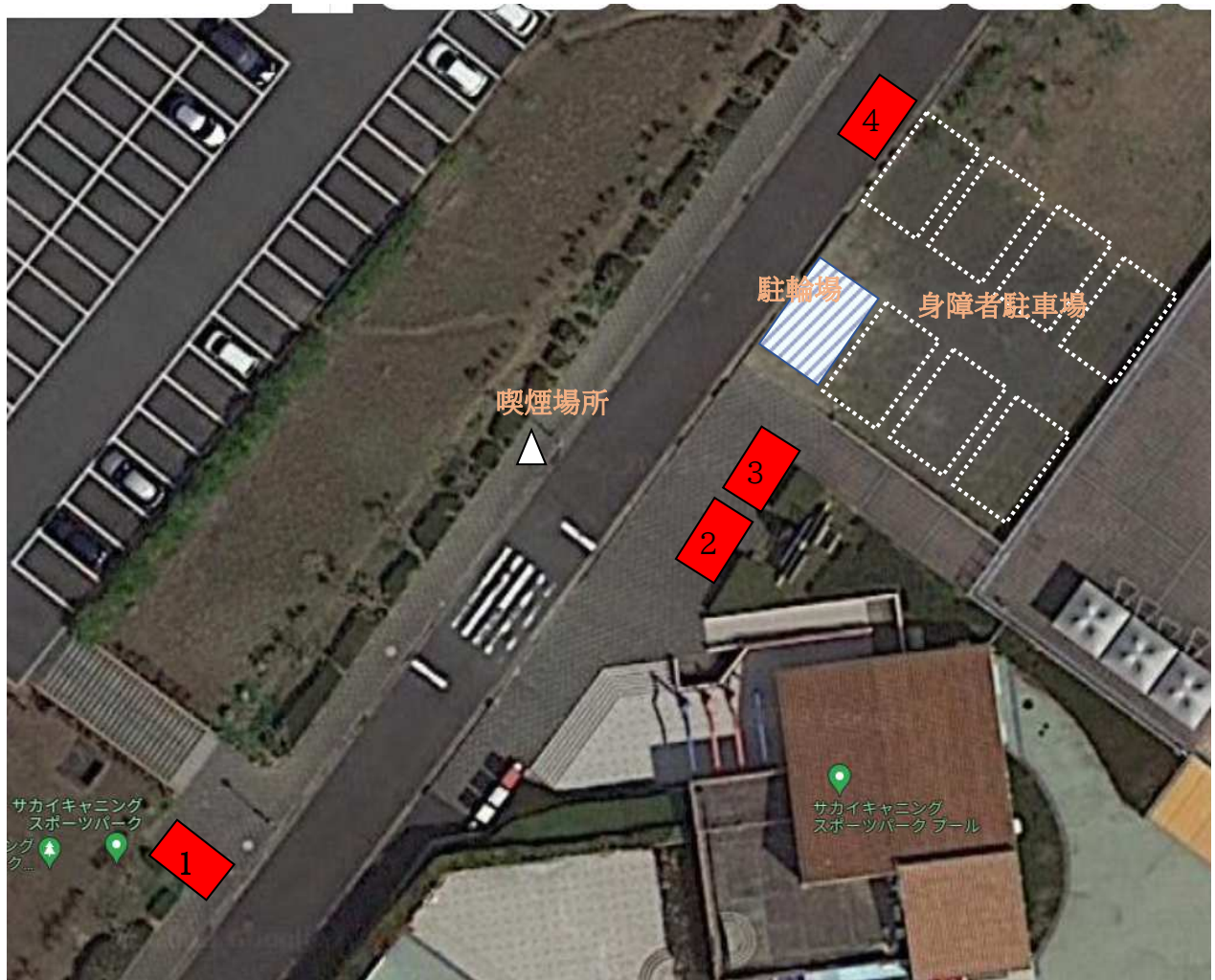
出店日の7日前までに現金又は振込にて支払ってください。PayPay 利用可。

振込先 紀陽銀行 橋本支店 普通 712887

9. 使用中止及び使用料の還付について

- イ. 自己都合により出店を中止する場合は、できるだけ早くご連絡ください。出店日の7日前までに連絡いただければ、出店料の還付対象となります。
- ロ. 自己都合による出店中止の連絡が出店予定日の6日前以降の場合は出店料の還付はできません。
- ハ. 出店日当日が悪天候のため出店を中止する場合は、中止の旨と理由を運動公園事務所まで電話又はメールで報告してください。(出店料の還付対象となります)
TEL: 0736-33-1866 メール: bunsupo-sports@coral.cypress.ne.jp
- ニ. 明らかに雨天の場合でも出店者から中止の連絡がない場合は、出店料の還付はできません。
- ホ. 使用料の還付が発生する場合は、運動公園事務所で「使用料還付申請書」を提出し、還付を受けてください。

【出店場所（前畑・古川記念プール前）】



【出店場所（テニスコート管理棟前）】



【出店場所（第1駐車場トイレ棟前）】



事業概要書

出店者名

電話番号

Email

出店内容	① キッチンカー・屋台・テント・曳車・その他() ② 現地調理・店舗調理・調理なし			
出店品目(*1)	①	②	③	
	④	⑤	⑥	
販売価格 (税込み)	①	②	③	
	④	⑤	⑥	
火器の使用	有・無	使用する火器器具 () (例：ガスコンロ・発電機・ホットプレート・フライヤー等)		
過去の出店実績 (*2)	出店日	場所	出店品目	売上
備考				

*1 出店する品目は、必ず記入

*2 参考のため、過去の出店実績を記入(任意)

誓約書

橋本市運動公園における出店事業者募集要領の内容を理解し、次の事項を厳守することを誓約します。

1. 橋本市の運営方針に対し誠意をもって対応します。
2. 「橋本市運動公園における出店事業者募集要領」4.遵守事項を遵守します。
3. 指定された区域以外での出店は行いません。
4. 公園施設内で排水は行いません。
5. 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守ります。
6. 申請書記載以外の商品等は販売しません。
7. 公園利用者の安全に配慮します。
8. 出店により出たゴミについては責任をもって必ず持ち帰ります。
9. 営業時間終了後は、周囲を巡回しゴミを回収・処分します。
10. 出店箇所の清掃を行い、現状回復します。
11. 出店の権利を第三者に譲渡及び貸与しません。
12. 他の出店者とトラブルを起こしません。
13. 広場施設の損傷及び提供する飲食物の食中毒又、販売物品等に起因する損害賠償等については全て責任を持って対処します。
14. 雨天などでやむを得ず出店を中止する場合は、橋本市運動公園に電話又はメールで報告します。
15. 火器を使用する場合は橋本市消防本部予防課に「露店等の開設届出書」を提出します。
16. 火器を使用する場合は業務用消火器(10型)を準備し、防火対策を適切に行います。
17. 公園管理者が実施するアンケート等に協力します。
18. 自己又は自社の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この様式において「暴力団」という。)
 - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ・暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(署名)

提出書類チェックリスト

※必要書類をみれなく提出してください

出店者名 _____

No.	提出書類	チェック	
		移動販売車	露店等
1	都市公園内制限行為許可申請書 (様式第1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	事業概要書 (別添1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	誓約書 (別添2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	営業許可証の写し・届出書 (飲食物を調理する施設すべて)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	・調理士の免許証 ・栄養士の免許証 ・食品衛生責任者養成講習会終了証 のうちいずれか一つの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	出店品目の写真(全て)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	車検証の写し	<input type="checkbox"/>	
8	移動販売車の写真	<input type="checkbox"/>	
9	完納証明書(橋本市税分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	その他営業に要する許可証等 (必要に応じて)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

露店等の開設届出書

年 月 日			
橋本市消防長 宛			
(届出者)			
住 所			
氏 名 (電話)			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名			
※受付欄		※経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所にかかる略図を添付すること。
- 4 ※の欄は記入しないこと。